

議案第12号

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するとともに、医療費等の助成を受けられる者の範囲を広げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（平成27年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア及びイ中「が行う国民健康保険の被保険者である」を「の区域内に住所を有するものとみなされる」に改め、同条第2項第2号中「あるもの」を「あるもの。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、重度心身障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者である場合を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。